

推進計画書（鎌倉市）

1．推進計画書の趣旨

本計画書は、平成 22 年 6 月 1 日から実施される建築確認手続き等の運用改善を受け、「建築行政マネジメント計画策定指針の制定について（技術的助言）（平成 22 年 5 月 17 日付け国住指第 655 号）」及び同計画策定指針に基づき、建築確認に係る審査期間の短縮及び審査過程のマネジメントについての取組方針を定めるものとする。

2．現状の分析等

（1）審査に要する平均所要期間の把握・分析

| | 件数 | 事前相談 (a) | | 確認申請受付日から確認済証交付日まで | | | | | | 合計 (a)+(d) | |
|-------|----|-------------|-------|--------------------|-------|-------------|-------|------------------|-------|---------------|-------|
| | | | | 確認審査 (b) | | 適判審査 (c) | | 計 (b)+(c)=(d) | | | |
| | | 総日数 | 実審査日数 | 総日数 | 実審査日数 | 総日数 | 実審査日数 | 総日数 | 実審査日数 | 総日数 | 実審査日数 |
| 非適判物件 | 4 | 21 | 10 | 3 | 3 | - | - | 3 | 3 | 24 | 13 |
| 適判物件 | 1 | 37 | 18 | 11 | 2 | 16 | 15 | 27 | 17 | 64 | 35 |

分析対象：平成 22 年 2 月～4 月に確認済証を交付した建築物（4 号建築物除く）

実審査日数：総日数から中断等の日数を除いた日数

（2）審査に長期間を要している物件の把握・分析

ア 非適判物件

- ・ 非適判物件は全て事前相談の日数を含めても総日数が 35 日を超えていない、これらの所要期間を平均すると、約 9 割が事前相談に要した期間であり、この期間の約 5 割が補正等の申請者側が対応を行っている期間である。

イ 適判物件

- ・ 適判物件は事前相談の日数を含めても総日数が 70 日を超えていない、この物件の所要期間は、総日数の約 6 割が事前相談に要した期間であり、この期間の約 5 割が補正等の申請者側が対応を行っている期間である。

（3）確認審査の流れ

ア 非適判物件

受付審査 概ねの意匠審査 消防へ図書を送付 意匠・設備審査 構造審査

イ 適判物件

～ までアと同じ 適判審査（知事指定構造計算適合性判定機関で実施）

（4）確認審査の体制

- ア 市域を 3 つの地区に分け、地区ごとの担当で分担している。複数（1 号 1 人、2～4 号 2 人）の建築主事を置いて区域、業務を分担している。

イ 建築主事のもと、意匠・設備・構造を担当者が審査を行っている。

(5) 事前相談

申請者等からの求めに応じて、随時、実施している。

(6) ヒアリング

審査中の疑義内容は、電話等で内容の確認を行っている。

(7) 審査担当者間の調整

審査に当たっては担当者間で意見交換を行っている。

(8) 長期間かかっているものの理由

実審査には日数を要していないものの、指摘事項があった場合の申請者側の対応に時間を要している。

3. 建築確認審査の迅速化の目標設定

円滑な経済活動の実施を確保しつつ、建築確認の実効性を確保するため、迅速かつ的確な建築確認審査を推進することを目標とする。

特に構造計算適合性判定を要する物件については、確認図書の受付から確認済証交付までの所要期間の平均値 について概ね 35 日以内を目指す。

「不適合通知」又は「建築基準関係規定に適合するかどうかを決定できない旨の通知」がなされた物件を除いた平均値とする。

4. 建築確認審査の迅速化のための取り組み

適確な確認審査を実施することを前提に、確認審査手続きの迅速化の取り組みについて具体的な取組方針を以下のとおり定める。

(1) 確認申請受付時点でのチェック方法の徹底

- ・ 確認図書の受付の時点で、記載すべき事項が欠落していないか、図書の整合性がとれているか、法適合上、大きな問題がないか等を申請者等に口頭で確認する。
- ・ 以下のような確認図書は、適正なものとは認めないこととする。
 - ア 申請図書等に記載すべき事項が大幅に欠落しており、建築計画が確定していると認められないもの。
 - イ 設計図間の不整合が多数あり、審査の実施が困難なもの。

(2) 審査方法の改善

- ・ 確認図書の受付後、意匠・設備審査において、特に建築計画に大きく影響する斜線規制や容積率制限等について概ね確認し、その後、速やかに構造審査を並行して実施する。
- ・ 特に適判物件については、積極的に、構造計算適合性判定審査との並行審査を行うこととする。
- ・ 補正等の書面の交付を行う場合にあっては、相当の期限を定めて補正や追加説明書の提出を求めるものとする。相当の期限は、内容に応じて、概ね 2 週間以内の一定期間とする。

指摘事項の伝達は、原則、まとめて示すが、申請者の便宜を踏まえ、分野ごとに個別に書面を交付できることとし、すべての指摘でない旨を伝達する。その他の補正等の書面の交付、法定通知の方法、審査期間の考え方等については、「建築確認手続き等の運用改善マニュアル」によるものとする。

- ・ 指摘事項について担当者によるバラツキが生じないように、定期的に内部で情報共有し、調整する。

(3) 審査体制の改善

- ・ 円滑な確認審査を可能とするため、意匠・設備審査、構造審査を並行して審査を行うことができるよう、審査体制の充実について検討する。

(4) 構造計算適合性判定や消防同意手続きとの並行審査の具体的方法の策定

- ・ 適判物件については、審査の手戻りを極力少なくするために、意匠審査や、意匠図・構造図等の整合性審査等を行い、並行審査に支障がなければ速やかに構造計算適合性判定機関に送付し、並行審査を実施するものとする。また、円滑な並行審査の実施のため、構造計算適合性判定機関と十分な調整や情報交換を行う。
- ・ 消防同意についても、積極的に並行審査を行うこととし、消防署と十分な調整や情報交換を行う。

(5) 建築確認円滑化対策連絡会議等における意見交換の実施

- ・ 神奈川県建築確認円滑化対策連絡会議に参加し、設計者、県、特定行政庁、指定確認検査機関、指定構造計算適合性判定機関との積極的な情報交換や意見交換を行い、円滑な確認審査に努める。
- ・ 神奈川県建築行政連絡協議会の場で情報交換・意見交換を行うことにより、審査上の課題解決を図る。

(6) その他確認審査手続きの迅速化のための取り組みの実施

- ・ 建築指導課長等が、物件毎の審査状況の進捗を把握し、目標を達成できるよう、必要に応じて審査体制や審査方法について改善を図る。

5. 建築確認の審査過程のマネジメント

審査過程のマネジメントについて具体的取組方針を以下のとおり定める。

(1) 物件毎の進捗管理

- ・ 円滑な確認審査の推進のため、確認図書を受け付けた段階から、物件毎の審査状況の進捗を建築主事が管理し審査期間の短縮に取り組むものとする。

(2) 一般からの苦情を受け付ける窓口等の設置

- ・ 建築指導課に審査に係る苦情を受け付ける窓口を設置する。

(3) 苦情窓口を通じた審査の指摘内容のバラツキ等の把握、特定行政庁や指定確認検査機関内での調査体制の整備

- ・ 寄せられた苦情については、建築指導課において1ヵ月に一度の頻度で整理し、実態を

調査し、必要に応じて、バラツキ是正等のための指導を行うものとする。

(4) 審査員への指導等の取組方針

- ・ 建築指導課長等が中心となり、建築主事及び審査担当者との審査方法に関する定期的な情報交換・意見交換の場を設ける。特に、審査に当たって運用を明確にすべき事項については、積極的な意見交換を行う。また、審査担当者の審査技術の向上のため、計画的に研修会等に参加させる。

(5) その他審査バラツキ是正のための取り組み

- ・ 日本建築行政会議や神奈川県建築行政連絡協議会等を通じて、確認審査に当たっての運用の明確化を図る。

6. その他

(1) 推進計画書の公表方法

建築指導課のホームページに掲載する。

(2) 推進計画書を用いた設計者等との意見交換の実施

建築指導課と地元の建築関係団体とで定期的に意見交換を実施する。